

薪ストーブの設置を応援します

クリーンエネルギーの活用を積極的に行い、地球規模の環境問題に配慮した生活と環境にやさしいまちづくりを推進することを目的に、薪ストーブの設置費用に対して補助します。

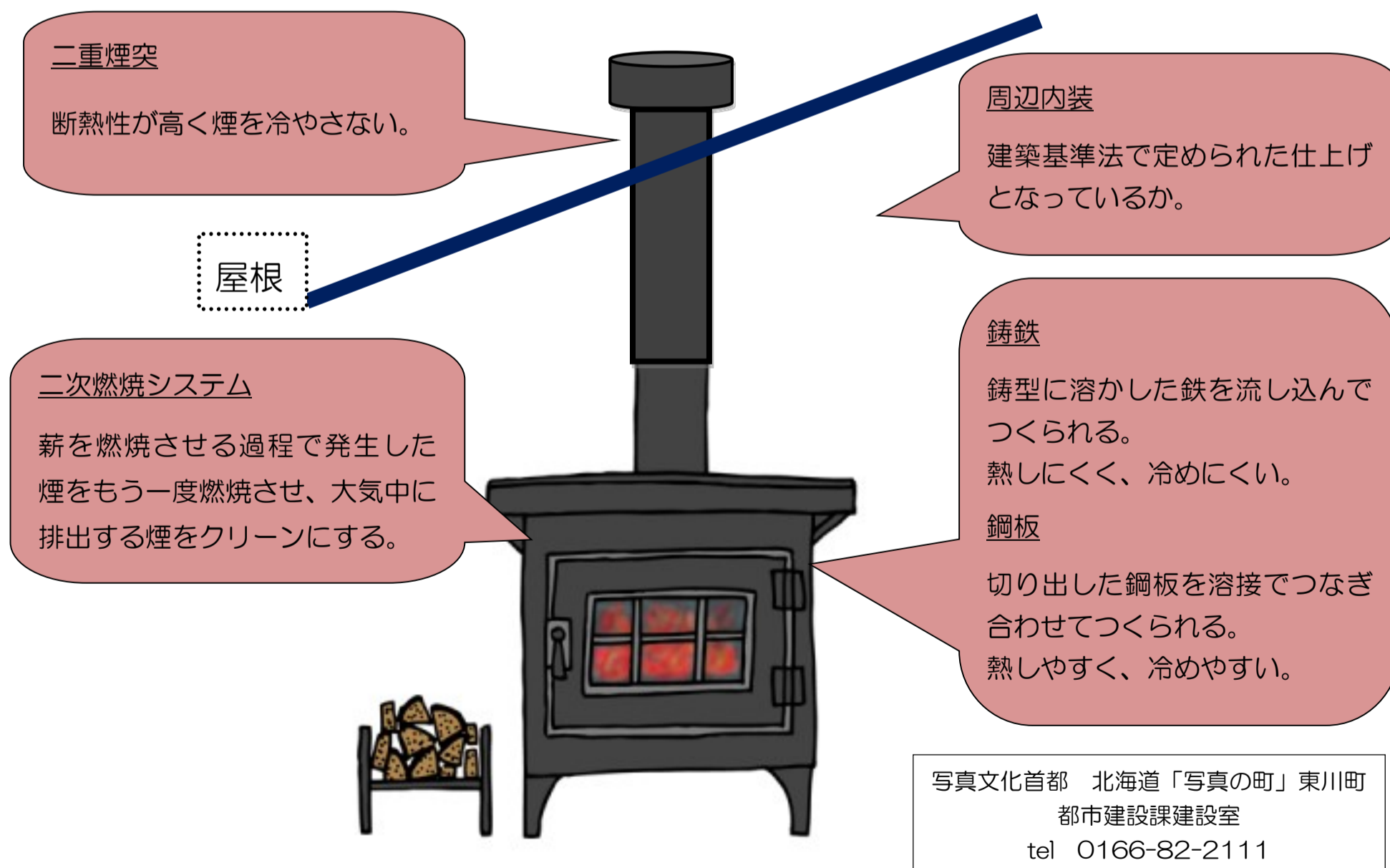
●補助金交付要綱（以下抜粋）を満たす薪ストーブを設置する場合

【対象者】 戸建専用住宅に薪ストーブを設置する方

- 【条件】
- 二次燃焼以上のシステムを有していること
 - 材質が、鋳鉄または鋼板であること
(または、これらに類する耐久性を有するもの)
 - 建物の構造を貫通する部分及び屋外部分が二重煙突であること
 - 建物の内装が建築基準法に合致していること
 - 着手前に必要書類を提出し、交付決定を受けること
- ※詳細は要綱を参照ください

【補助金額】 既存住宅への設置：取付事業費の 1/2 以内で上限50万円
※既存住宅とは新築住宅の完成から3年以上を経過した住宅を指す

新築住宅への設置：ストーブ本体及び煙突部品の購入費の
1/2 以内で上限10万円



この補助制度は、令和3年度限り